



三好市 男女共同参画基本計画



第4次

▶ 2024-2028



はじめに

少子高齢化・人口減少の進行が著しい中、活力と魅力あるまちづくりを推進するためには、市民の皆様と行政が協働して取り組むまちづくりが不可欠であり、多様な人材の活用、新たな視点の導入、柔軟な発想が必要です。

そのためには、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が極めて重要です。



本市では、平成 21（2009）年 4 月に三好市男女共同参画基本計画を策定し、すべての人の人権が尊重されるように、男女が公平に共同参画できる社会づくりを推進してまいりましたが、依然として、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、男女の不平等感は根強く残っています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークなど多様な働き方が広がる一方、配偶者等からの暴力や複雑多様な困難を抱える人々の課題も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、本市として、男女共同参画をより一層進めるため、新たに「三好市男女共同参画基本計画（第 4 次）」を策定いたしました。

今後はこの計画のもと、すべての方の人権が尊重され、共に支えあい、個々の能力を発揮しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、事業者、関係諸団体のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導を賜りました三好市男女共同参画基本計画策定委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただいた皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月

三好市長 高井 美穂

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景（国内外の動向）	2
(1) 世界の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 徳島県の動き	4
(4) 三好市の動き	5
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 三好市の状況	7
1 人口・世帯の状況	7
(1) 年齢3区分別人口構成と高齢化率	7
(2) 世帯の推移	8
2 就労の状況	9
(1) 女性の就業率の推移	9
3 政策・方針決定過程の場の状況	10
(1) 審議会等委員の女性の登用率の推移	10
(2) 市管理職等の女性登用率の推移	10
4 第3次計画における数値目標に対する現状値	11
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 施策の体系	14
第4章 計画の内容	15
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	15
アンケートからみる現状・課題	15
施策の方針(1) 男女共同参画の意識づくり	20
施策の方針(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	21
施策の方針(3) 人権侵害と暴力の根絶	22
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画ができるまちづくり	23
アンケートからみる現状・課題	23
施策の方針(4) 家庭・職場・地域における参画促進	25

施策の方針(5) 政策・方針決定過程への参画促進.....	26
基本目標3 生涯を通じて安心して暮らせる環境づくり.....	27
アンケートからみる現状・課題.....	27
施策の方針(6) 誰もが地域でいきいきと生活できるための支援.....	30
施策の方針(7) 困難を抱える人々への支援.....	31
施策の方針(8) 防災・復興における男女共同参画の推進.....	32
第5章 計画の推進体制	33
1 推進体制の整備.....	33
(1) 庁内推進体制.....	33
2 連携体制の整備.....	33
(1) 各種団体等との連携.....	33
(2) 国・県等との連携.....	33
3 計画の進捗管理.....	33
資料編.....	34
(1) 用語集	34
(2) 三好市男女共同参画基本計画策定委員会設置条例.....	37
(3) 三好市男女共同参画計画策定委員会名簿.....	38
(4) 男女共同参画社会基本法.....	39
(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	44
(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	52
(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法[※]」では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国際社会の動きとも連動しながら着実に進められてきました。平成11年、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。近年においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法[※]」）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律[※]」（以下、「女性活躍推進法」）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などが施行され、多様な課題に対する新たな取り組みが職業分野や政治分野にも求められています。さらに、平成27年の国連サミットで採択されたSDGs[※]（持続可能な開発目標）は17の目標から構成されていますが、その目標のひとつとして「ジェンダー[※]平等の実現」が掲げられており、取り組みの重要性が国際的にも高まっています。

三好市（以下「本市」という。）では、平成21年に「三好市男女共同参画基本計画（第1次）」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に取り組みを進めてきました。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境の整備が進んでいます。しかし、男女共同参画社会の実現が必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況であり、現在でも性別による役割分担意識が根強く残るなど、男女の不平等はいまだ解消されていないのが現状です。今後はより一層、持続可能かつ国際社会に調和した社会の実現に向けた男女共同参画に関する取り組みの充実が求められます。

本市では、このたび「三好市男女共同参画基本計画（第3次）」の計画期間が満了することを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として「三好市男女共同参画基本計画（第4次）」（以下「本計画」という。）を策定します。

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

2 計画策定の背景（国内外の動向）

（1）世界の動き

年	内容
2000年 (平成12年)	ニューヨーク国連本部において「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と行動綱領のさらなる実践促進を盛り込んだ「成果文書（更なる行動とイニシアティブに関する文書）」が採択されました。
2005年 (平成17年)	行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。
2010年 (平成22年)	「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから15年。これを契機として、第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）が国連本部（ニューヨーク）で開催されました。
2011年 (平成23年)	ジェンダー*問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が正式発足されました。
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が再度採択されました。
2015年 (平成27年)	「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20年。これを契機として、第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）が国連本部（ニューヨーク）で開催されました。 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組2015-2030」と今次会議の成果をまとめた「仙台宣言」が採択されました。 UN Women 日本事務所が開設されました。 「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」（SDGs）が採択されました。
2021年 (令和3年)	「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）*」の公表（日本は156か国中120位）
2022年 (令和4年)	「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」の公表（日本は146か国中116位）

*印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

(2) 国の動き

年	内 容
1999・2000年 (平成11・12年)	1999年(平成11年)には男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法 [※] 」が施行され、これに基づき、2000年(平成12年)に「男女共同参画基本計画(第1次)」が策定されました。
2001年 (平成13年)	内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。
2005年 (平成17年)	「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、10の重点目標が掲げられました。
2010年 (平成22年)	「男女共同参画基本計画(第2次)」が見直され、「男女共同参画基本計画(第3次)」が策定されました。
2012年 (平成24年)	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定されました。
2013年 (平成25年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正(平成26年1月施行)されました。
2014年 (平成26年)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられました。また、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo2014)が開催されました。
2015年 (平成27年)	前年に引き続き「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! 2015)が開催され、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「女性活躍加速のための重点方針2015」が策定されました。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 [※] 」が公布されました。
2016年 (平成28年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、「女性活躍加速のための重点方針2016」と「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正されました。
2018年 (平成30年)	「働き方改革関連法」が成立されました。また、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されました。
2019年 (令和元年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正されました。
2020年 (令和2年)	「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。
2024年 (令和6年)	令和4年5月に公布された、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 [※] 」及び令和5年に改正された配偶者暴力防止法が施行されました。

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

(3) 徳島県の動き

年	内 容
1996年 (平成8年)	男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に全庁を挙げて取り組むため、「徳島県男女共同参画推進本部」が設置されました。
1997年 (平成9年)	「徳島県女性総合計画（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）」が策定されました。
2002年 (平成14年)	「徳島県男女共同参画推進条例」が制定されました。
2005年 (平成17年)	「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」が策定されました。
2006年 (平成18年)	男女共同参画推進のための本格的な拠点施設である「徳島県立男女共同参画交流センター」が設置されました。
2007年 (平成19年)	「徳島県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会を実現していくための各種取組を推進するために、「徳島県男女共同参画基本計画」が策定されました。
2012年 (平成24年)	「第2次徳島県男女共同参画基本計画」が策定されました。
2016年 (平成28年)	「第3次徳島県男女共同参画基本計画」が策定されました。
2019年 (令和元年)	従来の基本計画の内容に加え、“ダイバーシティ徳島の実現”や“持続可能な開発目標（SDGs※）の達成に向けた施策展開”などの視点を盛り込んだ、「第4次徳島県男女共同参画基本計画」が策定されました。
2021年 (令和3年)	「徳島県立男女共同参画交流センター」が「徳島県立男女共同参画総合支援センター（ときわプラザ）」と名称変更されました。
2023年 (令和5年)	「第5次徳島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

(4) 三好市の動き

年	内 容
2009年 (平成21年)	男女共同参画を実現する社会の仕組みづくりを重要な課題として取り組むため、「三好市男女共同参画基本計画（第1次）」を策定しました。
2014年 (平成26年)	「三好市男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。
2019年 (平成31年)	「三好市男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法[※]第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、本市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

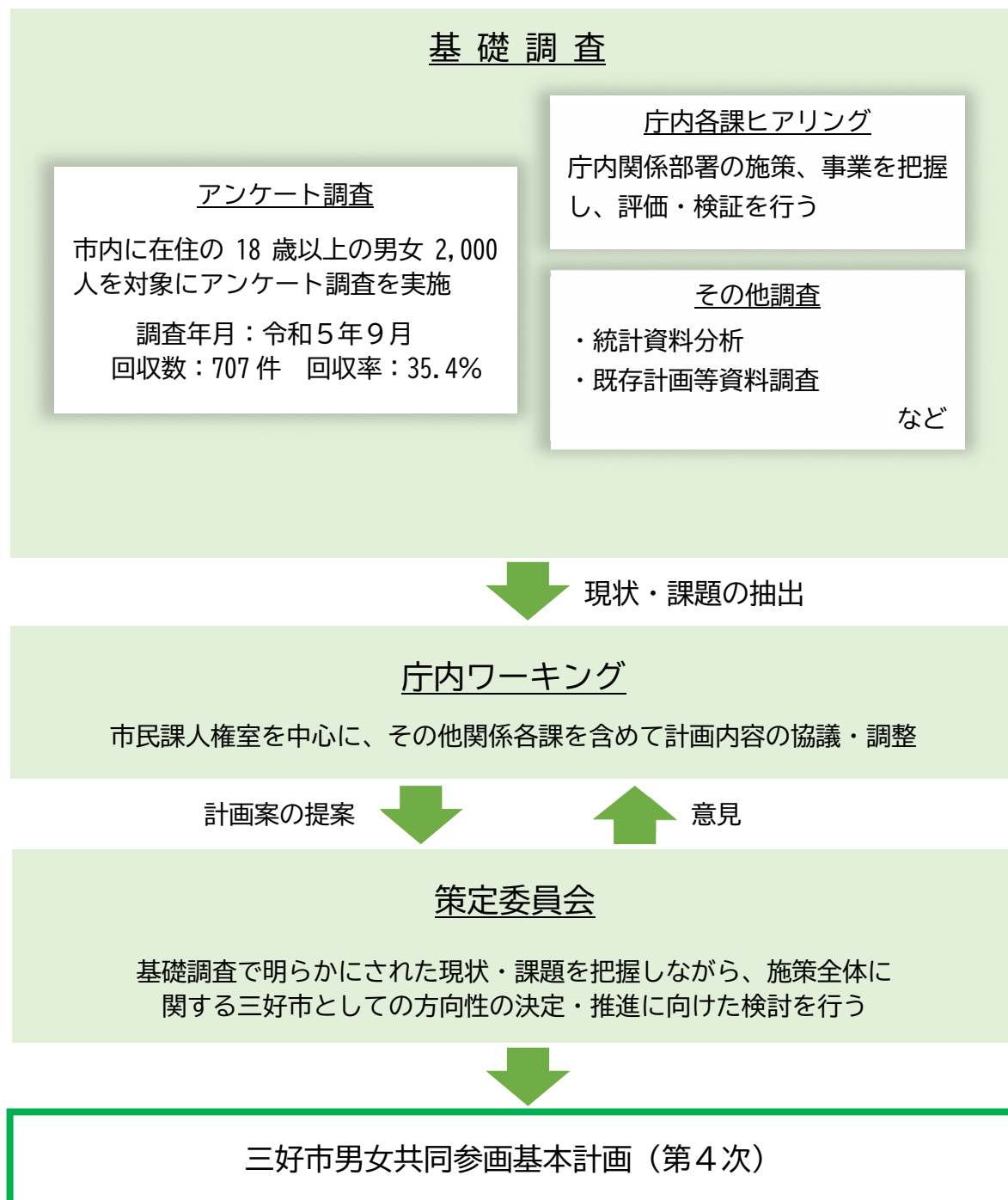
また、本計画の一部を「女性活躍推進法[※]」に定められた市町村推進計画、「DV防止法[※]」に定められた市町村基本計画、「困難女性支援法[※]」に定められた市町村基本計画としてそれぞれ位置付けます。本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「三好市総合計画」及び国の「第5次男女共同参画基本計画」、徳島県の「第5次徳島県男女共同参画基本計画」との整合を図りながら策定しました。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5ヶ年とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて中間見直しを検討します。

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

5 計画の策定体制



第2章 三好市の状況

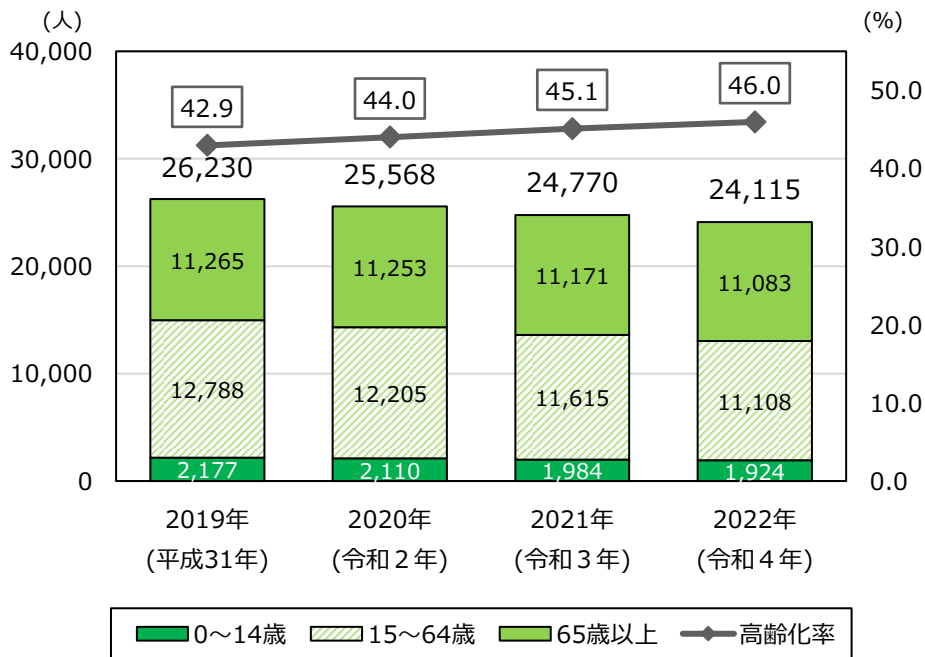
1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口構成と高齢化率

総人口は一貫して減少傾向にあり、平成31年は26,230人でしたが、令和4年には24,115人となっています。また、年齢3区分別人口構成をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分の全てで減少傾向にあります。

高齢化率は、平成31年は42.9%でしたが、令和4年には46.0%となっており、高齢化が進行しています。

<年齢3区分別人口構成・高齢化率の推移>

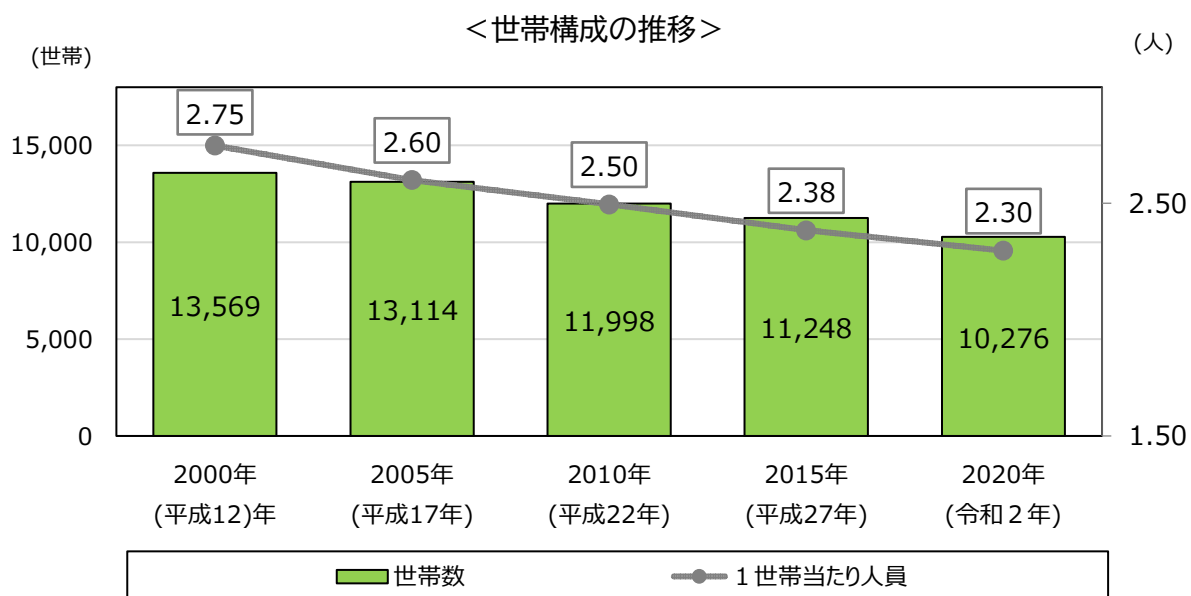


資料：住民基本台帳
(各年1月1日付)

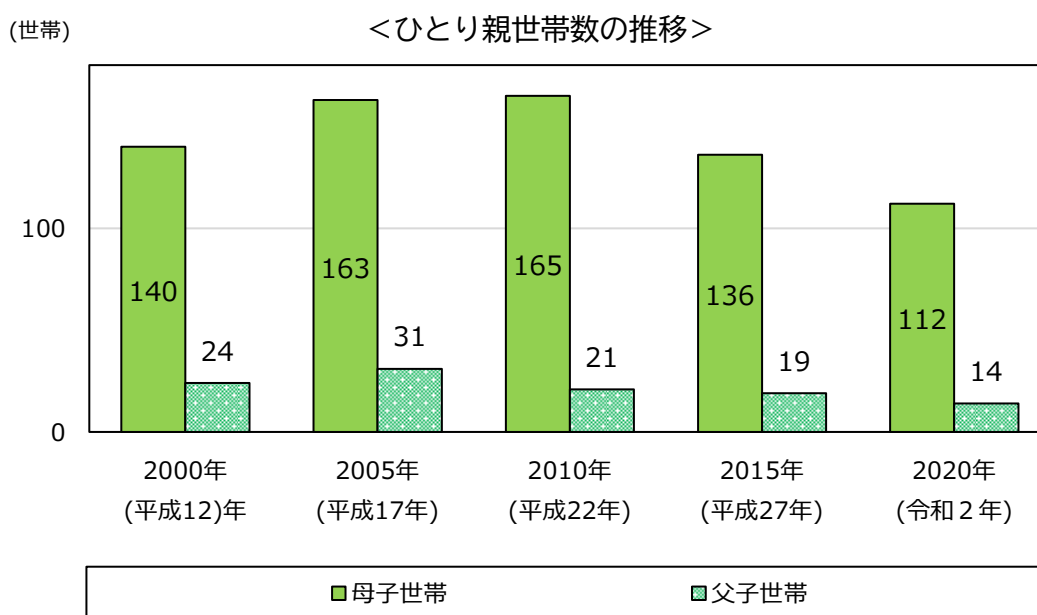
(2) 世帯の推移

世帯数の推移についてみると、平成12年は13,569世帯でしたが、令和2年では10,276世帯と減少するとともに、1世帯当たりの人員についても、減少傾向が続いています。

ひとり親世帯数の推移についてみると、母子世帯数は平成22年を境に減少傾向にあり、令和2年には母子世帯が112世帯、父子世帯が14世帯となっています。



資料：住民基本台帳
(各年1月1日付)



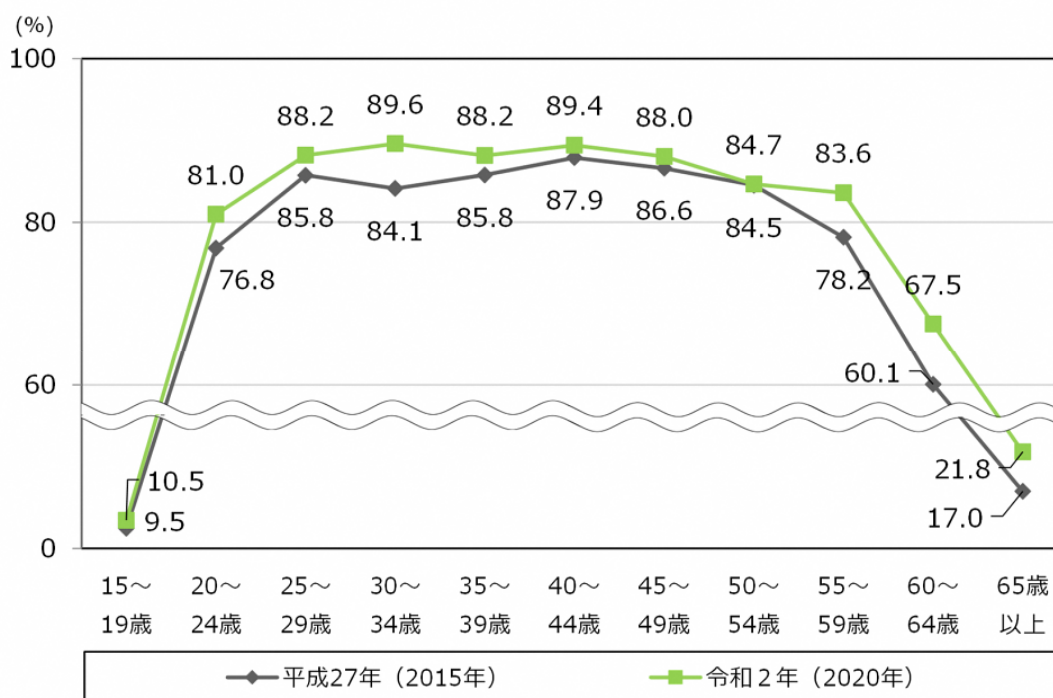
資料：国勢調査
(本市の状況)

2 就労の状況

(1) 女性の就業率の推移

本市の女性就業率について、平成27年と令和2年を比較すると、平成27年に比べ全年齢層において就業率が上昇しており、女性の社会進出が進んでいます。

<女性の就業率の推移>



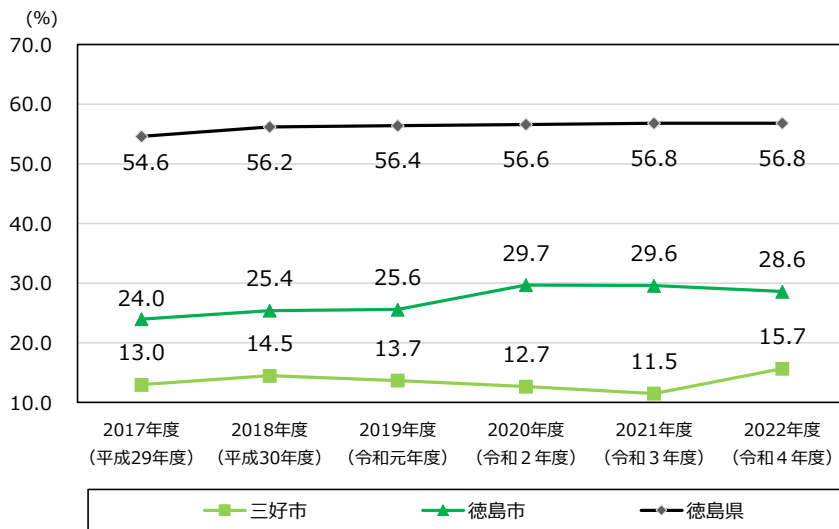
資料：国勢調査
(本市の状況)

3 政策・方針決定過程の場の状況

(1) 審議会等委員の女性の登用率の推移

審議会等委員のうち女性の占める割合は、徳島県が50%を超えている一方、本市においては低い状況が続いています。

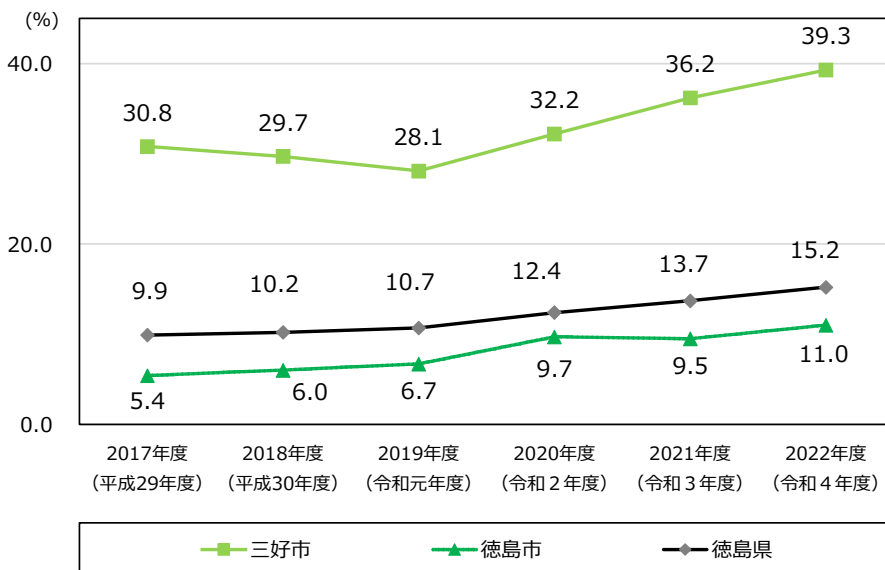
令和4年度における審議会等の女性委員の割合は、本市が15.7%となっており、徳島市の28.6%、徳島県の56.8%を大きく下回っています。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(2) 市管理職等の女性登用率の推移

令和4年度の本市の管理職等における女性登用率は徳島市・徳島県の水準を上回っています。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

4 第3次計画における数値目標に対する現状値

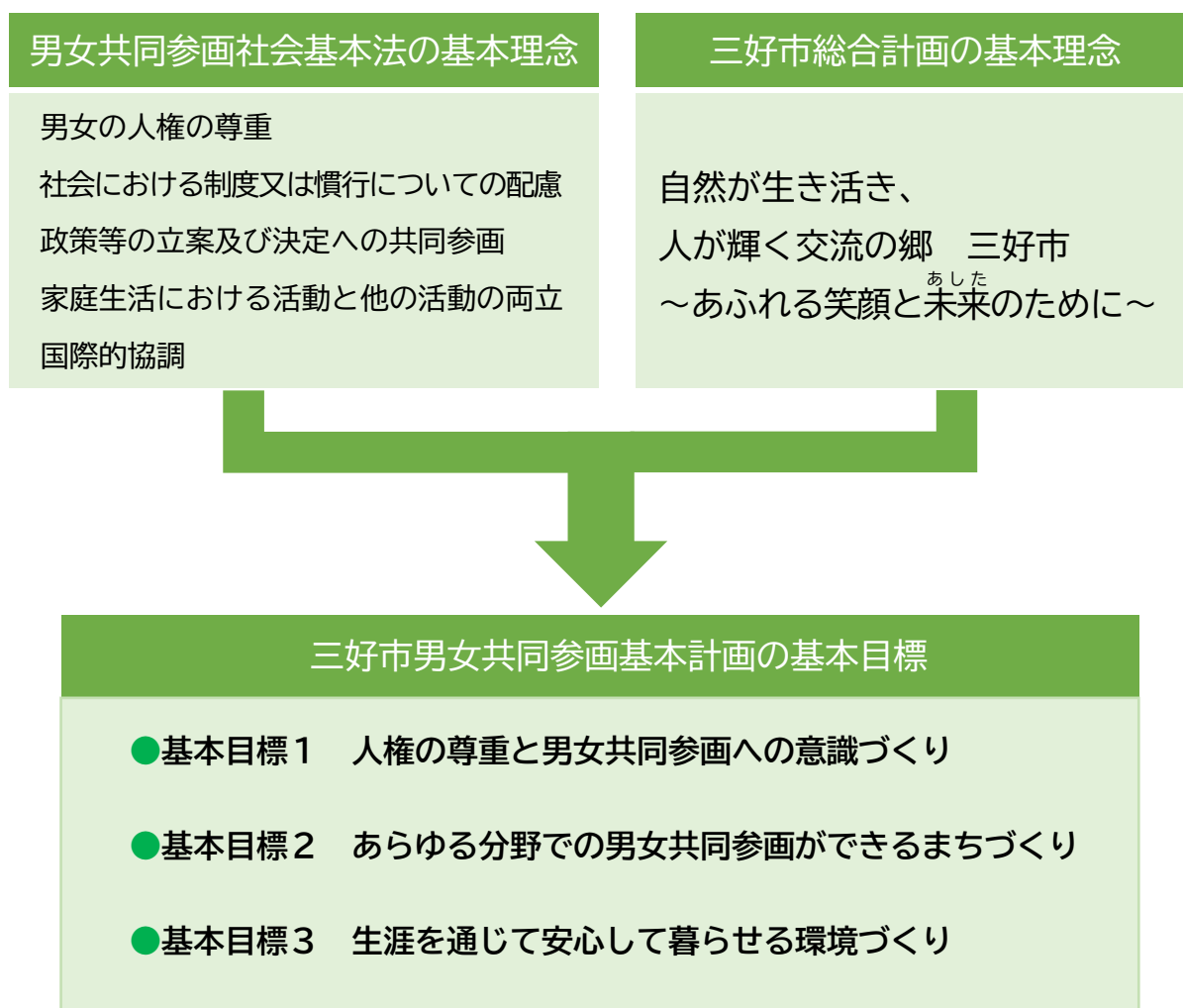
指標項目		前回策定時の現状値 (2018)	前回策定時の目標値	現状値 (2023)
基本目標1	固定的役割分担意識にとらわれない人の割合	63.3%	80.0%以上	69.4%
	「男女共同参画社会基本法※」、「男女雇用機会均等法※」という用語の認知度	45.0%	100.0%	75.7%
	DV※を正しく認識する人の割合	88.2%	100.0%	78.4%
基本目標2	「ワーク・ライフ・バランス※」に関する企業セミナーへの参加	年間 15 社	年間 30 社以上	年間 26 社
	市の審議会委員等への女性の選任割合	16.9%	20.0%以上	18.0%
基本目標3	防災計画づくりや防災訓練への女性の参画	37.7%	50.0%以上	33.0%

※印の用語解説は、34P 以降に掲載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会基本法^{*}では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つを基本理念に掲げています。また、三好市総合計画においては、基本理念に「自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市～あふれる笑顔と未来のために～」を掲げています。男女共同参画社会の実現のため、この2つの基本理念のもと、本市においては次の3つを基本目標とし、施策を推進します。



^{*}印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

2 基本目標

本計画では、以下の3つの基本目標に基づき、男女共同参画に関する総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

男女共同参画を推進するうえでは、男女が置かれている様々な状況に合わせて、適切な支援体制や環境の整備を進めていく必要があります。また、男女共同参画社会の実現に向け、その根幹となる人権を尊重する意識を醸成することも重要です。

固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス[※])の解消をはじめ、DV[※]やあらゆるハラスメント等も含む男女共同参画についての正しい理解を促進していくための広報・啓発、学習、教育を推進します。また、性の多様性について適切に理解できるような情報提供や学習機会を設けます。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画ができるまちづくり

男女が社会の対等な立場の構成員として、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会を築いていくためには、様々な分野への女性の積極的な参画を進めることが重要です。

審議会等委員会や市の管理職等への登用、地域活動や地域の産業など、様々な機会において女性が活躍できる環境整備や機会の創出を進め、女性のさらなる活躍推進と活躍の場の拡大に取り組みます。

また、ワーク・ライフ・バランス[※](仕事と生活の調和)の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進や、多様なライフスタイル[※]に対応した子育て・介護支援等、環境の整備に取り組めます。

基本目標3 生涯を通じて安心して暮らせる環境づくり

男女がともに安全・安心な暮らしを送ることができるまちづくりは、自治体の基本的な責務です。

誰もが健やかに暮らせる社会づくりに向けて、生活困窮者、ひとり親家庭、高齢者や障がいのある人等がいきいきと暮らすことができるよう、健康・福祉の充実に努めます。

また、災害発生時に男女ともに配慮した支援が行えるよう、防災・災害復興の企画立案の場や自主防災組織等への女性の参画を促進します。

[※]印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

3 施策の体系

基本目標	施策の方針	具体的な施策	備考
1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり	(1) 男女共同参画の意識づくり	① 男女共同参画に関する啓発事業の推進 ② 男女共同参画に関する情報収集・提供	
	(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	① 学校における男女共同参画教育の推進 ② 男女共同参画意識を形成する生涯学習の推進	
	(3) 人権侵害と暴力の根絶	① 人権尊重及び性尊重の意識啓発 ② 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	
2 あらゆる分野での男女共同参画ができるまちづくり	(4) 家庭・職場・地域における参画促進	① 男女が共同して担う家庭責任についての啓発 ② 男女共に働きやすい職場づくり ③ 地域活動への参画促進	DV防止※ 計画を含む
	(5) 政策・方針決定過程への参画促進	① 審議会等への女性の参画の推進 ② 審議会等へ参画できる人材の発掘と育成	
	(6) 誰もが地域でいきいきと生活できるための支援	① 男女の性差に応じた健康の確保 ② 多様なライフスタイル※に対応した子育て支援策の充実 ③ 高齢者・障がい者福祉の充実	
3 生涯を通じて安心して暮らせる環境づくり	(7) 困難を抱える人々への支援	① ひとり親家庭等への支援 ② 性別・障がい等により困難を抱える人への支援 ③ 困難な問題を抱える女性への支援	女性活躍推進計画※を含む
	(8) 防災・復興における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	

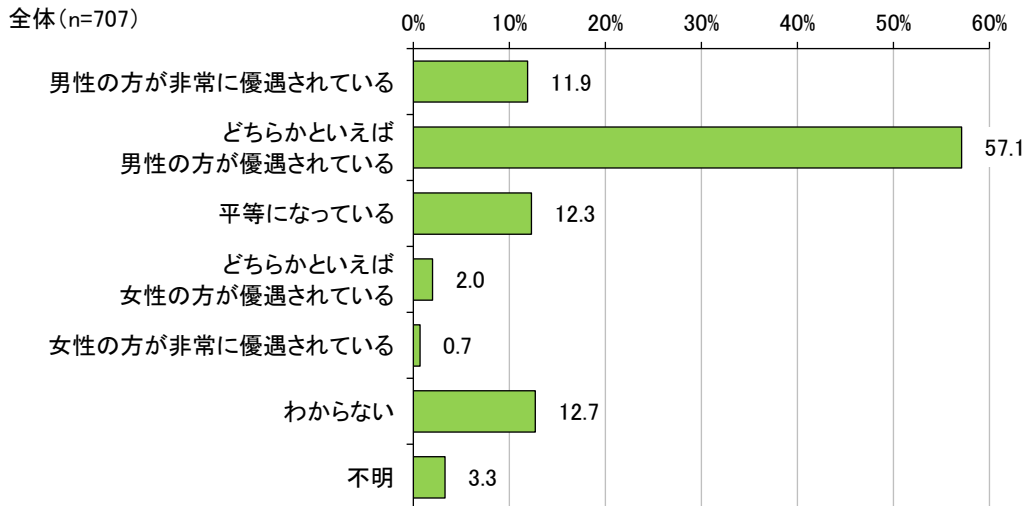
※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

第4章 計画の内容

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

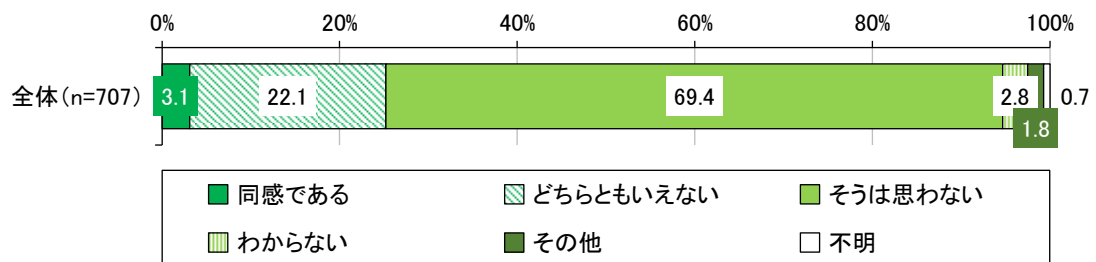
アンケートからみる現状・課題

① 「社会全体で男女の地位は平等になっていると思うか」について



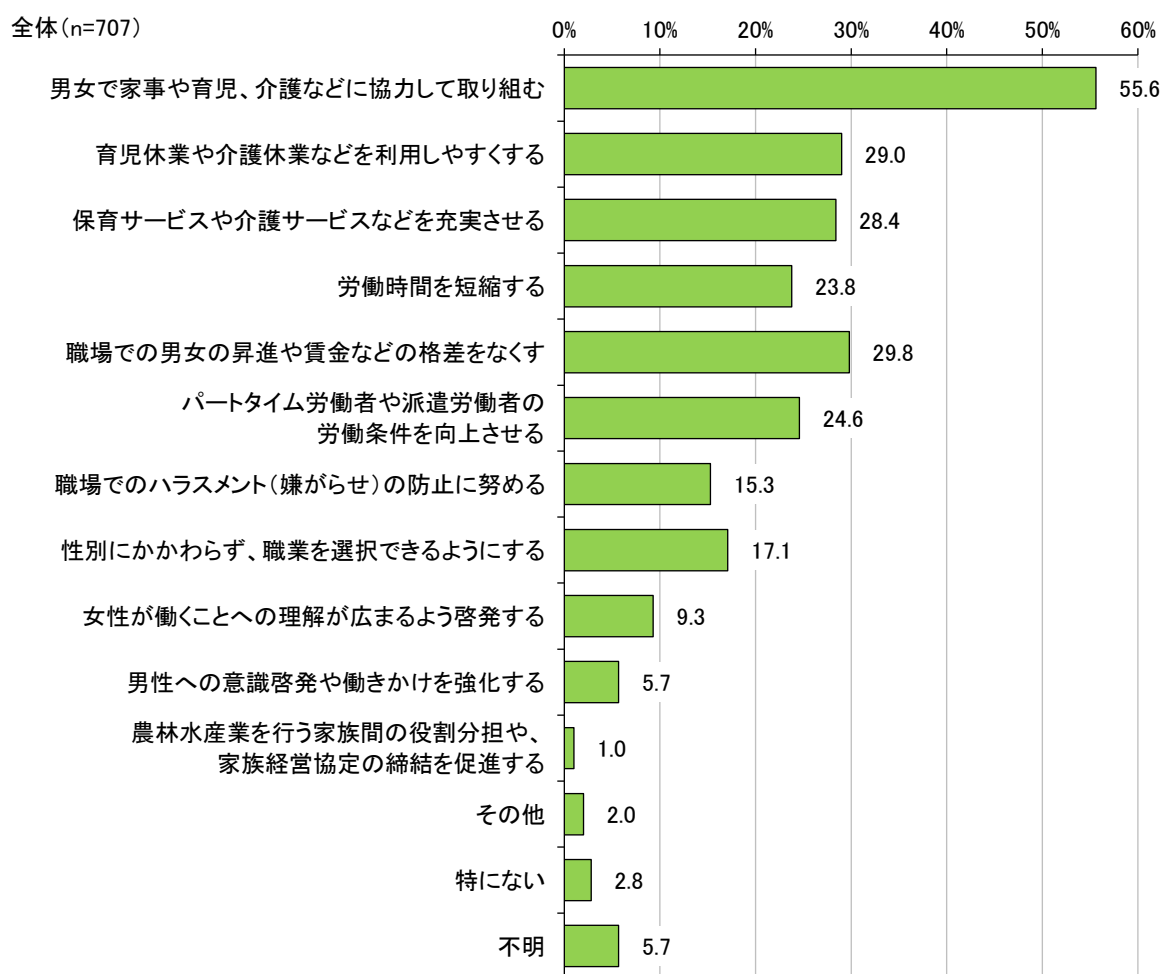
「社会全体での男女の平等」に関する考え方についてみると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高く、わからない、不明を除くと次いで「平等になっている」が高くなっています。

② 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について



「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を固定する考え方についてどう思うかについてみると、全体では「そうは思わない」が69.4%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が22.1%、「同感である」が3.1%となっています。

③ 「男女がともに働きやすい社会環境をつくるために大切なこと」について



男女がともに働きやすい社会環境をつくるために大切だと思うことについてみると、全体では「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が55.6%と最も高く、次いで「職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす」が29.8%、「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」が29.0%となっています。



④ 〈「ドメスティックバイオレンス（DV※）の言葉と意味」について〉

単位：%		素手で殴ったり、足でける	バットやベルトなど、物を使って殴る	物を投げつける、突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	刃物などを突きつけたり殴るふりをしておどす	ドアをけつたり、壁に物を投げつける、	大声でどなる、罵倒する	態度をとる	小ばかにするようなことを言ったり、	何を言っても、長時間無視し続ける	交友関係を制限したり、電話、メールなどを細かくチェックする	性的な行為を強制する	嫌がっているのに、	ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	見たくないのに、	「誰のおかげで生活できるのか」などと言う	生活費を渡さない、極端に制限して渡す	不明
全体 (n=707)		86.4	85.1	82.6	81.8	79.3	63.2	64.4	64.4	76.5	66.9	70.2	71.1	7.5				
性別	男性 (n=276)	85.1	84.4	81.9	81.2	76.8	57.6	60.5	57.6	75.7	63.4	65.9	66.3	6.5				
	女性 (n=403)	88.1	86.6	84.1	82.9	81.9	67.7	67.7	70.0	77.7	70.5	73.9	75.2	7.4				
年齢別	10歳代 (n=19)	84.2	89.5	84.2	84.2	78.9	57.9	42.1	42.1	84.2	73.7	63.2	68.4	5.3				
	20歳代 (n=44)	88.6	88.6	84.1	86.4	81.8	54.5	61.4	65.9	86.4	75.0	81.8	72.7	2.3				
	30歳代 (n=99)	87.9	87.9	84.8	84.8	79.8	60.6	65.7	66.7	80.8	74.7	70.7	75.8	8.1				
	40歳代 (n=133)	92.5	90.2	91.7	91.7	84.2	69.2	69.9	69.9	82.7	72.9	78.2	79.7	5.3				
	50歳代 (n=161)	91.9	90.7	88.2	86.3	83.2	72.7	73.3	77.0	83.2	73.3	80.1	78.3	3.7				
	60歳代 (n=162)	83.3	80.9	77.8	78.4	80.2	63.0	62.3	59.3	69.8	58.0	64.8	64.2	8.0				
	70歳以上 (n=84)	72.6	71.4	65.5	59.5	61.9	45.2	47.6	44.0	57.1	48.8	44.0	53.6	17.9				

配偶者や恋人からの暴力（DV）だと思ふ内容についてみると、全体では「素手で殴ったり、足でける」が 86.4%と最も高く、次いで「バットやベルトなど、物を使って殴る」が 85.1%、「物を投げつける、突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」が 82.6%となっています。

年齢別にみると、10歳代から70歳以上のほぼすべての年齢層で「何を言っても、長時間無視し続ける」「（誰のおかげで生活できるのか）などと言う」といった精神的・経済的なDVについての認知割合は低くなっています。

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

⑤ 〈「DV※の被害者・加害者になったことはありますか」について〉

単位：%		直接自分が受けたことがある	身近に受けた（受けている）当事者がいる	身近に当事者がいないが、噂は聞いたことがある	暴力をふるったことがある	問題になっていることは知っている	テレビや新聞などで見聞きしたことはない	不明
全体 (n=707)		9.1	12.3	23.3	0.8	54.9	25.2	6.2
性別	男性 (n=276)	3.3	9.8	27.5	1.4	51.1	27.2	6.9
	女性 (n=403)	12.4	14.1	21.1	0.5	57.3	23.6	5.5
年齢別	10歳代 (n=19)	0.0	5.3	10.5	0.0	36.8	52.6	5.3
	20歳代 (n=44)	0.0	4.5	22.7	0.0	59.1	40.9	0.0
	30歳代 (n=99)	10.1	18.2	17.2	3.0	50.5	29.3	5.1
	40歳代 (n=133)	9.8	15.0	21.8	0.0	46.6	24.8	6.8
	50歳代 (n=161)	14.3	16.1	23.6	0.6	61.5	16.1	2.5
	60歳代 (n=162)	9.3	9.9	28.4	0.6	58.6	22.8	7.4
	70歳以上 (n=84)	2.4	4.8	26.2	1.2	54.8	28.6	14.3

配偶者やパートナー、交際相手間でのDVの被害者・加害者になったこと、見聞きしたことがあるかについてみると、全体では「テレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が54.9%と最も高く、次いで「見聞きしたことはない」が25.2%、「身近に当事者がいないが、噂は聞いたことがある」が23.3%となっています。

性別にみると、「直接自分が受けたことがある」「身近に受けた（受けている）当事者がいる」の割合は女性が男性より高くなっています。



※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

⑥ 〈「あなたは、職場・家庭・学校・地域でハラスメントを受けた、または周囲の方が被害を受けたという話を聞いたことがありますか」について〉

単位：%		受けたこと があるハラス メント※を	マ タ ニ テ イ ハ ラ ス メ ン ト ※ を	パ ワ ー ハ ラ ス メ ン ト ※ を	モ ラ ル ハ ラ ス メ ン ト ※ を	周 圍 に は 受 け た こ と は な い が 、 周 圍 に 被 害 者 が い る	周 圍 に も 受 け た こ と は な い し 、 周 圍 に も 被 害 者 は い ない	不 明
全体 (n=707)		6.5	1.1	22.1	12.3	24.5	41.2	8.8
性別	男性 (n=276)	3.6	0.7	21.0	10.1	28.6	40.2	9.1
	女性 (n=403)	7.7	1.5	22.1	14.1	22.1	42.4	8.2
年齢別	10歳代 (n=19)	0.0	0.0	10.5	10.5	10.5	73.7	5.3
	20歳代 (n=44)	15.9	2.3	27.3	13.6	6.8	56.8	4.5
	30歳代 (n=99)	13.1	3.0	30.3	17.2	23.2	34.3	5.1
	40歳代 (n=133)	6.0	0.8	30.8	17.3	27.8	32.3	7.5
	50歳代 (n=161)	5.0	0.6	28.6	15.5	25.5	34.2	8.7
	60歳代 (n=162)	5.6	1.2	12.3	6.2	33.3	45.7	4.9
	70歳以上 (n=84)	1.2	0.0	4.8	4.8	14.3	52.4	25.0

職場・家庭・学校・地域でハラスメントを受けた、または周囲の方が被害を受けたという話を聞いたことがあるかについてみると、全体では「自分も受けたことはないし、周囲にも被害者はいない」が41.2%と最も高く、次いで「自分は受けたことはないが、周囲に被害者がいる」が24.5%、「パワーハラスメントを受けたことがある」が22.1%となっています。

今後の課題

- 性別によって役割を固定する考え方については、アンケートでは7割程度が支持しておらず、男女が平等に個人を尊重する社会に向けて意識レベルでは一定の平等意識の浸透がみられます。一方、現実の社会全体としては依然として、男女平等が十分浸透できていない状況にあることから、性別に関わりなく、誰もが活躍できる機会や環境を地域全体でつくっていくことが重要です。
- 男女間のあらゆる暴力は犯罪であり、人の尊厳に関わる重大な問題です。特にDV※やセクシュアル・ハラスメントなどは、女性だけでなく、男性も被害者となるケースもあることがわかります。あらゆる暴力の根絶に向け、市民の意識向上と相談しやすい環境づくりが必要です。

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

施策の方針(1) 男女共同参画の意識づくり

すべての人が、職場、地域、家庭等あらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

本市では、男女共同参画に関する情報の収集及び提供に努めるとともに、男女平等と人権尊重の視点に立った表現や内容に配慮した取り組みを推進します。

①男女共同参画に関する啓発事業の推進

主な取組

- 男女共同参画社会を形成する意義と責任を明確にし、各分野からの啓発活動を進めます。
- 男女共同参画講座や講演会の開催により、市民意識の高揚を図ります。

②男女共同参画に関する情報収集・提供

主な取組

- 「三好市男女共同参画基本計画」の策定にあたり、5年毎に市民意識調査を実施し、施策の研究を行います。
- 市報やホームページで男女共同参画の取り組みに関する情報を発信し、市民や事業者への周知啓発に努めます。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値(2028年)
固定的役割分担意識にとらわれない人の割合	69.4%	80.0%



施策の方針(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女共同参画の推進には、あらゆる年代の男女がその意義を理解し、意識することが重要です。特にアンコンシャスバイアス※（無意識の思い込み）を生じさせないためにも、小さなところからの教育は重要な役割を担っています。

男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

本市では、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤にした男女平等を推進するため、学校、家庭、地域、職場等、社会のあらゆる場面において、相互の連携を図りつつ男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

①学校における男女共同参画教育の推進

主な取組

- 子どもの発達段階に応じて、道徳や人権、男女共同参画に関する教育を推進します。
- 子どもの個性と自主性を尊重し、固定化した枠にとらわれない進路の指導を推進します。

②男女共同参画意識を形成する生涯学習の推進

主な取組

- 市民大学講座として人権教育講演会の開催や街頭啓発活動等を通じ、市民への人権学習機会の提供及び啓発に取り組めます。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値(2028年)
「男女共同参画基本計画」、「男女共同参画社会基本法※」、「男女雇用機会均等法※」という用語の認知度	67.0%	80.0%

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

施策の方針(3) 人権侵害と暴力の根絶

暴力は誰に対しても決して許されるものではなく、重大な人権侵害です。とりわけ、経済力の格差や上下関係など、男女が置かれている状況等に起因する暴力は、男女共同参画社会の形成に対して大きな障害となっています。また、被害者は女性であるケースが多くなっていますが、男性が被害者となる場合もあります。

特にDV※については潜在化する傾向にあり、近年は結婚していない若年層におけるデートDV※も問題視されています。

本市では、暴力を容認しない社会風土の醸成等を図るとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をはじめとする関係法令に基づく厳正な対処に努め、被害者に対する支援体制を充実します。

①人権尊重及び性尊重の意識啓発

主な取組

- 三好市人権擁護委員と連携し、人権相談等の人権意識高揚に向けた取り組みに努めます。
- 市報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した啓発活動を推進します。
- 男女共同参画講座・講演会を開催し、市民意識の高揚を図ります。

②男女間におけるあらゆる暴力の根絶

主な取組

- 市報を用い、DVやデートDV等を正しく認識するための啓発活動を実施します。
- 関係機関との連携の強化を図り、暴力の防止に努めます。
- 被害者の保護や支援等の施策を推進します。
- あらゆるハラスメントの防止につながるよう啓発活動を実施します。

【成果指標】

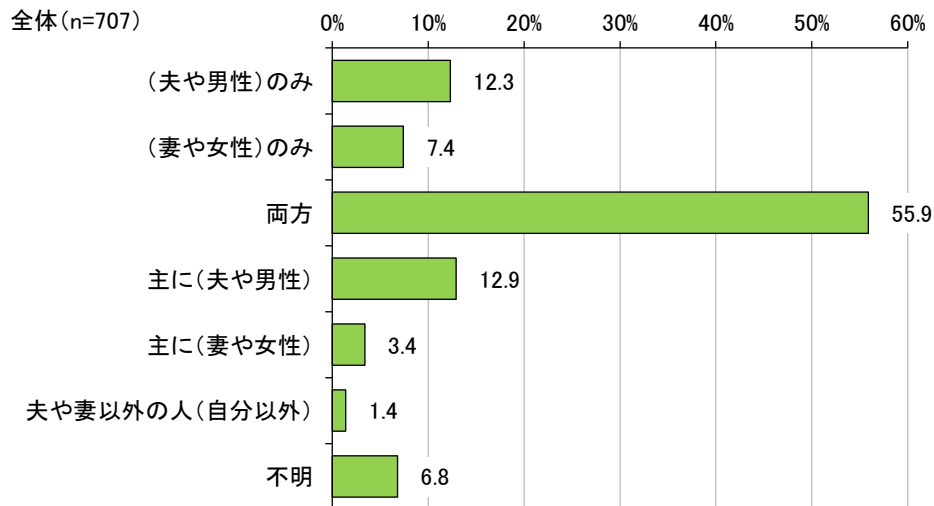
指標名	現状値	目標値(2028年)
DVを正しく認識する人の割合	78.4%	100.0%

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画ができるまちづくり

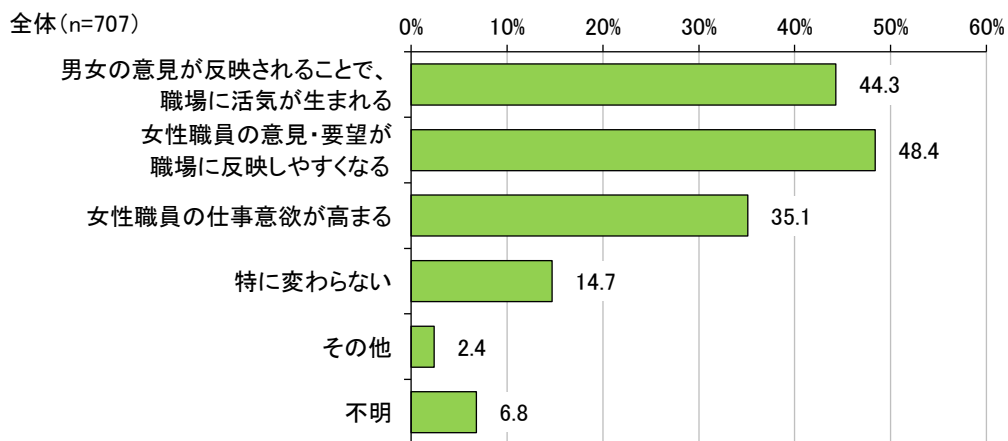
アンケートからみる現状・課題

①〈「あなたの家で重要なことの決定権は誰にあるか」について〉



重要なことの決定権は主にどなたが担当されているかについてみると、全体では「両方」が55.9%と最も高く、次いで「主に(夫や男性)」が12.9%、「(夫や男性)のみ」が12.3%となっています。

②〈「管理職の男女の比率が均等になるとどのような面でメリットがあると思うか」について〉



管理職の男女の比率が均等になるとどのような面でメリットがあると思うかについてみると、全体では「女性職員の意見・要望が職場に反映しやすくなる」が48.4%と最も高く、次いで「男女の意見が反映されることで、職場に活気が生まれる」が44.3%、「女性職員の仕事意欲が高まる」が35.1%となっています。

③ 〈「仕事と家庭・プライベートのバランスをとるために必要なこと」について〉

単位：%		長時間労働の削減	有給休暇の取得促進	両立支援 仕事と育児・介護との	柔軟な働き方の普及 テレワーク勤務などの	時差出勤や フレキシブル勤務などの	福祉サービス の充実	保育・介護施設や サービスの充実	職場や上司の理解・協力	「男性は仕事、女性は家庭」という風潮や固定観念の改善	家族の理解・協力	外部サービスの活用 （家事代行サービス、ベビシッターなど）	その他	不明
全体 (n=707)		38.0	36.9	22.3	17.8	21.2	35.4	29.8	38.0	9.1	4.4	6.5		
性別	男性 (n=276)	42.8	38.4	18.8	15.6	19.9	34.8	23.6	26.8	7.2	6.2	6.5		
	女性 (n=403)	34.2	36.0	25.6	19.4	22.8	36.5	34.2	46.4	10.4	3.5	6.2		
年齢別	10歳代 (n=19)	63.2	42.1	31.6	31.6	10.5	47.4	26.3	26.3	15.8	0.0	0.0		
	20歳代 (n=44)	54.5	43.2	31.8	22.7	20.5	45.5	22.7	31.8	4.5	2.3	4.5		
	30歳代 (n=99)	45.5	44.4	24.2	21.2	16.2	39.4	30.3	33.3	6.1	5.1	4.0		
	40歳代 (n=133)	42.9	38.3	22.6	21.8	20.3	42.9	28.6	33.1	9.0	6.0	4.5		
	50歳代 (n=161)	39.1	37.9	22.4	19.3	22.4	33.5	33.5	38.5	10.6	5.6	3.1		
	60歳代 (n=162)	27.2	31.5	23.5	13.0	27.2	27.8	30.2	45.1	8.0	3.1	8.6		
	70歳以上 (n=84)	25.0	29.8	11.9	7.1	19.0	29.8	28.6	45.2	13.1	3.6	15.5		

「仕事」と「家庭（家事・育児・介護を含む）」「プライベート（趣味や学習・地域活動・付き合いなど）」のバランスをうまくとるために必要なことについてみると、全体では「長時間労働の削減」「家族の理解・協力」が 38.0%と最も高く、次いで「有給休暇の取得促進」が 36.9%となっています。

性別にみると、男性では「長時間労働の削減」、女性では「家族の理解・協力」が最も高くなっています。

今後の課題

- 家庭での家事等における役割分担の偏り解消は、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。固定的な性別役割分担意識^{*}の解消を推進しながら、男性の家庭参画や女性の就業促進など、男女双方の観点からワーク・ライフ・バランス^{*}の実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- 男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会で対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。あらゆる分野で幅広く市民が活躍できるよう、審議会等への女性委員の登用や管理職への昇進など、性別で判断されることなく個人の能力が正当に評価される環境づくりが重要です。

^{*}印の用語解説は、34P 以降に掲載しています。

施策の方針(4) 家庭・職場・地域における参画促進

ワーク・ライフ・バランス※の実現にあたっては、女性の活躍を促進するだけでなく、男性が育児・介護をはじめとする家庭参画ができるよう、労働環境の整備や休暇制度の取得を促進していくことが重要です。

また、男女共同参画の実現のためには、誰もが地域活動に積極的に参画していくことができる環境づくりが必要です。

本市では、男女共同参画の意識を根付かせていくために、関係機関・団体と連携し、企業・事業所へ向けた働きかけを行うほか、市民一人ひとりへ向けた意識啓発を進めます。

①男女が共同して担う家庭責任についての啓発

主な取組

- 各種公民館活動に対して補助・支援を行います。
- 生涯学習講座の開講を行い、家庭における男女の固定的な役割分担意識の改善、男女の相互協力を推進するための、学習機会の提供を行います。

②男女共に働きやすい職場づくり

主な取組

- 徳島労働局による企業説明会を実施し、仕事と育児・介護の両立ができるよう実務上のポイント説明を行うことで、事業所等への男女共同参画の啓発を図ります。
- 性別にかかわらず仕事と家庭の両立ができるよう、育児・介護休業の取得に向けた制度の普及・啓発を行います。

③地域活動への参画促進

主な取組

- 地域活動の慣行を見直し、男女がともに参画する必要性・重要性についての啓発に努めます。
- 婦人団体連合会や女性学級への支援、また公民館活動への補助を行うことで、地域活動への参画の促進や男女共同参画に取り組む団体の育成に努めます。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値(2028年)
「ワーク・ライフ・バランス」に関する企業セミナーへの参加	年間 26 社	年間30社以上

※印の用語解説は、34P 以降に掲載しています。

施策の方針(5) 政策・方針決定過程への参画促進

男女がともに平等に利益を享受し、ともに責任を担う社会を築いていくためには、政策・方針決定の場への女性の参画を進めることが重要です。本市の審議会等委員への女性の登用率は平成30年の14.5%から令和5年18.0%と低い状況が続いています。

一方、本市の管理職（課長級以上）の女性の登用率は向上しています。

人口減少が進む中、将来にわたり地域社会の活性化を図るために、誰もが社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であることを認識し、地域における男女の活躍を推進していきます。

①審議会等への女性の参画の推進

主な取組

- 政策・方針決定に女性の意見を反映させるため、市が設置する審議会等への女性委員の参画の拡大に努めます。

②審議会等へ参画できる人材の発掘と育成

主な取組

- 政策・方針決定の場への参画について意識高揚を図り、審議会等に参画できる人材の発掘・育成に努めます。

【成果指標】

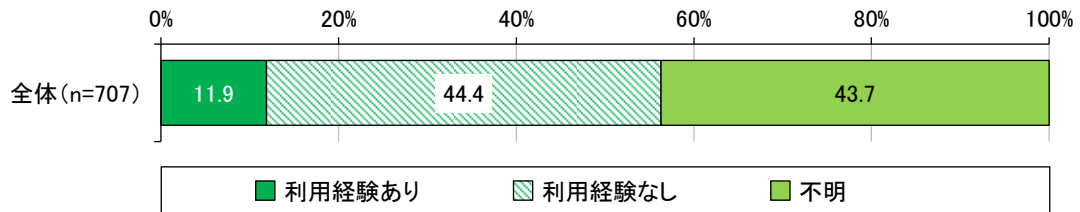
指標名	現状値	目標値(2028年)
市の審議会委員等への女性の選任割合	18.0%	30.0%以上



基本目標3 生涯を通じて安心して暮らせる環境づくり

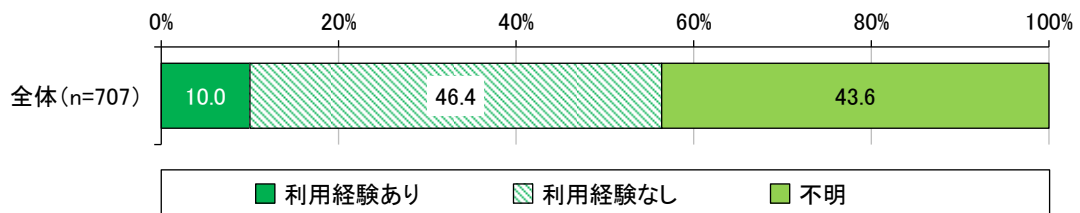
アンケートからみる現状・課題

① 「産前・産後休業を取得したことがありますか」について



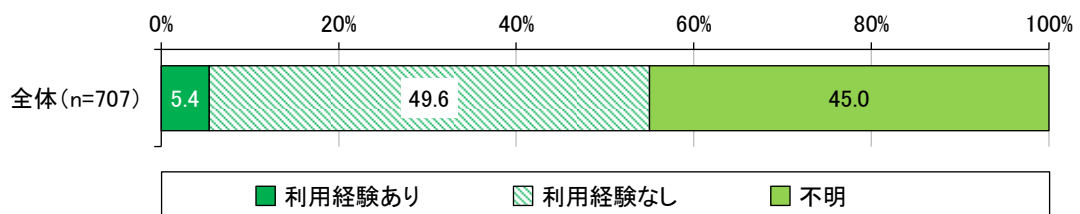
産前・産後休業の利用経験の有無についてみると、全体では「利用経験なし」が44.4%、「利用経験あり」が11.9%となっています。

② 「育児休業・休暇を取得したことがありますか」について



育児休業及び休暇の利用経験の有無についてみると、全体では「利用経験なし」が46.4%、「利用経験あり」が10.0%となっています。

③ 「介護休業・休暇を取得したことがありますか」について



介護休業及び休暇の利用経験の有無についてみると、全体では「利用経験なし」が49.6%、「利用経験あり」が5.4%となっています。

④ 「男女ともに育児休暇・介護休暇を取得するうえでの課題」について

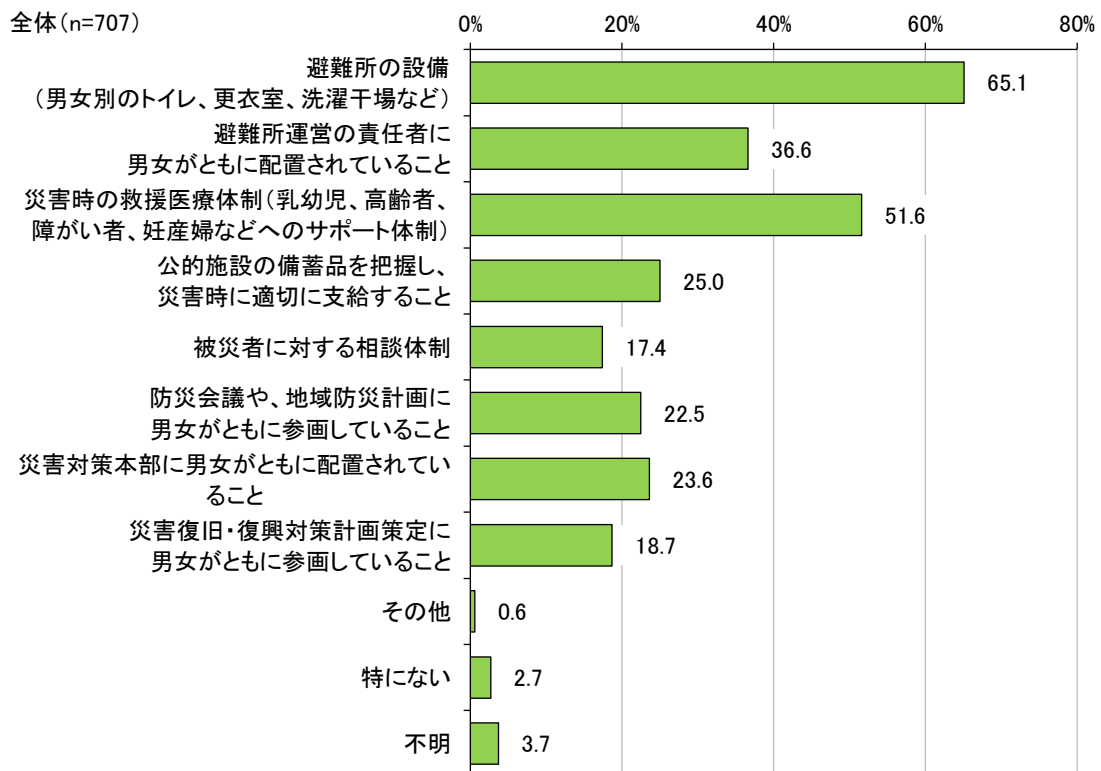
単位：%		理解が十分でない （仕事と生活の調和）に対する	ワーク・ライフ・バランス※	職場の理解が十分でない	制度に対する	他の職員への負担が増える、	代替職員の確保が難しい、	復帰後、職場での対応が難しい	利用することでの勤務評価に影響し、	今後の昇進が不利になる	特に課題はない	その他	不明
全体 (n=707)		25.2	27.9	60.3	22.9	13.4	9.2	2.8	8.1				
性別	男性 (n=276)	26.1	27.9	56.9	23.2	13.8	10.1	3.3	8.7				
	女性 (n=403)	25.8	27.5	62.5	22.8	13.4	8.7	2.5	7.4				
年齢別	10歳代 (n=19)	10.5	31.6	31.6	15.8	26.3	21.1	5.3	10.5				
	20歳代 (n=44)	38.6	20.5	70.5	34.1	11.4	11.4	4.5	2.3				
	30歳代 (n=99)	25.3	27.3	75.8	25.3	17.2	5.1	3.0	3.0				
	40歳代 (n=133)	25.6	24.8	63.9	21.1	15.8	6.8	3.0	5.3				
	50歳代 (n=161)	26.1	27.3	73.9	21.7	14.9	9.3	3.1	1.2				
	60歳代 (n=162)	24.1	29.6	49.4	24.7	11.1	10.5	0.0	12.3				
	70歳以上 (n=84)	21.4	33.3	32.1	19.0	4.8	11.9	6.0	23.8				

男女ともに育児休暇・介護休暇を取得するうえで、どんな課題が考えられるかについてみると、全体では「代替職員の確保が難しい、他の職員への負担が増える」が60.3%と最も高く、次いで「制度に対する職場の理解が十分でない」が27.9%、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する理解が十分でない」が25.2%となっています。

性別にみると、男女ともに「代替職員の確保が難しい、他の職員への負担が増える」が最も高くなっています。

※印の用語解説は、34P以降に掲載しています。

⑤ 〈「防災・災害復興対策について、特に優先して取り組む必要があると思うもの」について〉



男女共同参画の視点に配慮して特に優先して取り組む必要があると思う防災・災害復興対策についてみると、全体では「避難所の設備 (男女別のトイレ、更衣室、洗濯干場など)」が 65.1% と最も高く、次いで「災害時の救援医療体制 (乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦などへのサポート体制)」が 51.6%、「避難所運営の責任者に男女がともに配置されていること」が 36.6% となっています。

今後の課題

- 男女がともに希望する働き方を実現しながら、家事や育児、介護をするためには、誰もが安心して子どもを預けられる保育環境や介助者に負担のない介護環境を整えることが必要です。
- 災害発生時に男女ともに適切な支援が行えるよう、男女共同参画の視点に立った対応を検討して必要があります。

施策の方針(6) 誰もが地域でいきいきと生活できるための支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って健康で快適な生活を送ることは、男女共同参画社会を実現するためには欠かせないことです。

また、健康面だけに限らず、子育て世代や高齢者、障がい者等様々な立場の人が暮らしやすいと感じる環境整備を進めることも重要です。

本市では、男女がともにいきいきと心豊かに生活できるよう、健康診断や健康相談体制の充実、運動習慣やストレス防止等に関する啓発活動の推進・医療の啓発等に努めるとともに、誰もが暮らしやすいと感じる環境の整備に向けた各種事業や制度の充実に取り組みます。

①男女の性差に応じた健康の確保

主な取組

- 特定健診の受診率向上と対象者への特定保健指導に努めます。
- 健診データや生活実態に応じて、男女の特性も考慮した保健指導に努めます。
- 子育て支援センター来所者の相談、乳幼児健診時の保護者への保健指導や受診勧奨に取り組みます。

②多様なライフスタイル[※]に対応した子育て支援策の充実

主な取組

- 育児用品購入補助事業・乳児家庭保育支援金給付事業により、子育て世帯の費用負担軽減を図ります。
- 各種保育サービスや支援体制等の周知に努め、公的サービスの利用を促進します。

③高齢者・障がい者福祉の充実

主な取組

- 高齢者の生活や介護、障がい者の支援について、相談窓口の周知を図り、高齢者・障がい者が安心して生活できるよう取り組みます。
- 高齢者・障がい者及びその家族に各種介護・障害サービスについての情報提供を行い、必要なサービス利用ができるよう支援します。
- 必要な介護・障害サービスを利用することで、家族介護者の負担軽減が図れるよう多職種連携により支援します。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値(2028年)
特定健診の受診率	50.0%	55.0%
特定保健指導の実施率	100.0%	100.0%
後期高齢者健康診査の受診率	13.0%	20.0%

施策の方針(7) 困難を抱える人々への支援

ひとり親、障がい者、高齢者、LGBTQ+（性的マイノリティ）※であること等を理由とした社会的困難を抱えている人々が、周囲の無理解や性別による偏見等を背景にさらに貧困等の複合的な困難を抱える場合があります。このような多様な困難を抱えている人々が、自分らしく安心して暮らすことができるような環境整備や支援が重要です。

また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しております。

コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となり、国では、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を实践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みが構築されました。（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※）

関係機関と連携した各種支援や相談支援を実施し、困難を抱えることのない社会づくりをめざします。

①ひとり親家庭等への支援

主な取組

- 生活支援や子育て支援、就業支援等に関する情報や補助制度、相談窓口について、市報やホームページ、ケーブルテレビ、SNS など多様な媒体を通じて周知を図り、就労につながるよう支援をします。
- ひとり親家庭や同性カップル等様々な形態の家族が安心して暮らせるよう、交流機会や学習機会の充実を図ります。

②性別・障がい等により困難を抱える人への支援

主な取組

- 高齢者や障がい者、性的マイノリティ等が安心して暮らせるよう、様々なサービスの充実と質の向上を図るとともに、自立に向けた支援を行います。
- 身体的な問題や経済的な問題等を背景として、貧困や社会的困難を抱えた人からの相談に適切に対応できるよう相談体制の強化を図ります。



※印の用語解説は、34P 以降に掲載しています。

③困難な問題を抱える女性への支援

主な取組

- 支援窓口の周知等に努めるとともに、支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を推進します。主には、児童福祉、母子福祉、障がい者・高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等と連携して支援を行います。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値(2028年)
育児用品購入補助の支給率	100.0%	100.0%
困難女性支援法の認知度	—	80.0%

施策の方針(8) 防災・復興における男女共同参画の推進

近年、大規模災害が全国で相次いでおり、本市においても豪雨災害等による被害や今後30年以内に70%から80%程度の確率で発生すると予測されている、南海トラフ大地震による自然災害が懸念されています。災害が発生した際の避難所運営については、男女の性差への配慮の必要性が指摘されており、災害発生時における男女の協働体制の重要性が再認識されています。

本市では地域における様々なニーズに対応できる防災・災害対策等において、男女共同参画に基づく活動を推進します。

①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

主な取組

- 男女共同参画の視点から、地域における防災組織・訓練の実施を促進します。
- 男女共同参画の視点に立った防災計画等の整備に努めます。
- 男女共同参画の視点に立った災害時の対応について、調査・研究に努め、マニュアルを作成します。

【成果指標】

指標名	現状値	目標値(2028年)
女性の防災士資格取得者数	11人	20人
女性の消防団員数	48人	55人

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、本計画の推進に努めます。

2 連携体制の整備

(1) 各種団体等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市が直接取り組む施策だけではなく、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

(2) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、他の市町村との連携を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものにするため、計画の進捗状況に関して、達成状況を調査・点検します。また、計画の最終年度である令和10年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、本市における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

資料編

(1) 用語集 () 括弧内に使用されている該当ページ番号を記載しています。

あ行

●アジェンダ (2 P)

「予定表・計画」という意味であり、行動やスケジュールのことを指す。

●アンコンシャス・バイアス (13 P・21 P)

日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のこと。他にも、「無意識の思い込み」・「無意識の偏見」・「無意識バイアス」等と表現されることもある。

●SDGs (エス・ディー・ジー・ズ) 持続可能な開発目標 (1 P・2 P・4 P)

平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

●LGBTQ+ (性的マイノリティ) (31 P)

近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人 (インターセックス) など、多様な性の在り方について、女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender: 身体の性別とは異なる性別を生きる/生きたいと望む人)、性自認や性的指向を決められない人 (Questioning)、これらに限定されない多様な性があることを意味する「+」を付け足し、LGBTQ+と表現しています。

か行

●固定的な性別役割分担意識 (24 P)

男女を問わず個人能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (困難女性支援法) (3 P・5 P・14 P・31 P)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

さ行

●ジェンダー (1 P・2 P)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) と言う。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) (2P)

世界経済フォーラムが公表している男女格差の度合いを示す指数のこと。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

(1P・3P・5P・14P)

「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場環境が及ぼす影響への配慮が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進するための法律。

●セクシュアル・ハラスメント (19P)

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の意志に反して不快や不安な状態に追い込む、性的な性質の言葉や行動などを指す。

た行

●男女共同参画社会基本法 (1P・3P・5P・11P・12P・21P)

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された法律。

●男女雇用機会均等法 (11P・21P)

昭和60年に制定され、その後、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が平成11年に施行されている。また、平成19年に改正法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。

●デートDV (22P)

交際相手からの身体的もしくは心理的、性的、経済的な暴力。

●DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

(1P・3P・5P・14P)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもの。令和元年の改正では、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所との相互連携・協力が定められたほか、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることとなった。

●ドメスティック・バイオレンス (DV)

(11P・13P・17P・18P・19P・22P)

夫婦、恋人間など、親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る、無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。

は行

●パワー・ハラスメント (19P)

組織における立場を利用した嫌がらせ。会社などで、職権などの権力や地位、人間関係を利用し、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行い、就労者の働く環境を悪化させる（あるいは雇用不安を与える）行為のこと。

ま行

●マタニティ・ハラスメント (19P)

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと。妊娠中や産休後に会社で受ける「心無い言葉・行動」「解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導」が主な行為である。

●モラル・ハラスメント (19P)

倫理や道徳に反し、言葉や態度で相手に精神的なダメージを与えることを目的とした“加害行為”のこと。

●ライフスタイル (13P・14P・30P)

生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っている。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス (11P・13P・24P・25P・28P)

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

(2) 三好市男女共同参画基本計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる三好市男女共同参画基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、三好市男女共同参画基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 計画の基本的事項及び策定に関すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任した者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民課人権室において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 三好市男女共同参画計画策定委員会名簿

(五十音順)

氏名	所属等	備考
阿佐 あけみ	有識者	
岡 千賀子	社会福祉法人 池田博愛会	副委員長
橘本 将秀	有識者	
深田 晃司	三好市人権擁護委員	
藤田 梢	有識者	
藤森 敬子	三好市女性連絡協議会	
宮内 督公	有識者	
向井 ひろみ	三好市教育委員会委員	委員長

(4) 男女共同参画社会基本法

[平成十一年法律第七十八号]

改正 平成十一年法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取
組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に
進められてきたが、なお一層の努力が必要とされてい
る。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上
で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分か
ち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に
発揮することができる男女共同参画社会の実現は、
緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位
置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこ
とが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、
地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関
する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法
律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、
社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社
会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女
共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる
事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を
総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分
野
における活動に参画する機会が確保され、もって男
女
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を
享
受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
を
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
の
いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する
こ
とをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人とし
て
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別
的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発
揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊
重
されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会
に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分
担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対
し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参
画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
に
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り
中
立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の
対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体におけ
る
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に
共
同して参画する機会が確保されることを旨として、
行
われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する
男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、
家
族の介護その他の家庭生活における活動について家
族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活
動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨
と
して、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に
お
ける取組と密接な関係を有していることにかんが
み
、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行
わ
れなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画

(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴い

て、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたもの

とみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立について

は、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

[平成二十七年法律第六十四号]

改正 令和四年法律第六十八号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、そ

の個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを

定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動

計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当

該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関

し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募

集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進す

るために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公

表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものと

する。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、

同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。))、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、

第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

[平成十三年法律第三十一号]

改正 令和五年法律第五十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条
—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称す

る。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該

都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第

六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、

その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又

は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在す

る場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこ

とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身邊につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、

同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人

がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用

を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条 第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条 第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚

偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一

項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定
公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

[令和四年法律第五十二号]

改正 令和四年法律第六十八号

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二條）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関

及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものと

する。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定

都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、

当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自

ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及

び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっ

ては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

三 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方

針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



三好市男女共同参画基本計画（第4次）